

誓 約 書

経済産業省大臣官房秘書課長 殿

経済産業省においてサマースクール実習を受けるに当たり、経済産業省インターンシップ実施要領（平成17年5月9日17秘研第31号）等を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

記

1. 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
2. 実習期間中は経済産業省職員が遵守すべき法令及び規則を守るとともに、実習指導官の指導、監督等に従うこと。
3. 実習期間中は、特定の政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行わないこと。
4. 経済産業省における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、実習指導官の指示に従い、実習終了後においても同様とすること。
5. 実習終了後、遅滞なく、実習内容に関する報告書を作成し、実習指導官及び秘書課長に提出すること。
6. 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習指導官又は秘書課長の承認を受けること。
7. 正当な事由がなければ実習を欠務しないこと。また、やむを得ず欠務する場合には、事前に実習指導官に申し出ること。
8. 実習期間中に関係者に損害を与えた場合には、実習生がその責めを負うこと。

2024年 月 日

大学・学部等名：

学生氏名：